

政策整理番号 6

### 評価シート(B)

対象年度	H16	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
------	-----	-------	------------------	-------	--

政策番号	1-2-1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり
------	-------	-----	-------------------------

施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保
------	---	-----	---------------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 **概ね有効** 課題有

【政策評価指標達成状況から】 概ね有効  
 ・指標名:自主基準設定・公開事業所数 B  
 ・本制度は平成16年7月から登録受付開始し、平成17年3月31日現在で1841事業所となっている。今後、政策評価数値の達成に向け事業を推進することが必要と考える。

【政策満足度から】 概ね有効  
 ・政策満足度は60点となっており、ある程度満足している状況となっていることから、政策に対する施策の効果はある程度確認することができる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 判定不能  
 ・該当無し

【総括】  
 ・事業が開始されて2年目であり、事業そのものの県民への普及啓発を図りながら、政策評価指標の目標数値の達成に向け事業を推進することが必要である。

### 施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	重	食品検査体制強化事業(食品危機管理対策事業)	6		
2	重	みやぎ食の安全安心確保県民総参加運動事業	7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 **概ね適切** 課題有

【国、市町村、民間団体との役割分担】 概ね適切  
 ・(国)国は食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する中心的な役割を担っている。  
 ・(県)県は、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、国、他都道府県及び市町村と密接な連携に努めるとともに、食の安全安心に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施する役割を担っている。  
 ・(市町村)市町村は、県と連携しみやぎ食の安全安心県民総参加運動の普及啓発等の役割を担っている。  
 ・(民間団体)宮城県食品衛生協会やJA等の生産者・事業者の関連団体は、食の安全安心取組宣言に積極的に取り組むなど、自ら食の安全安心確保対策に取り組んでいる。  
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】 概ね適切  
 ・食の安全安心を確保するためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組むことが必要であり、消費者が参加する「食の安全安心消費者モニター制度」及び生産者・事業者が自ら取り組む「食の安全安心取組宣言」を中心に「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進することは、本施策目的を実現するために必要と判断される。

【事業間で重複や矛盾がないか】 概ね適切  
 ・消費者と生産者・事業者それぞれに対応した制度が設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】 判定不能  
 ・該当無し

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 概ね適切  
 ・施策重視度80と高く、施策満足度は60で乖離度が20ある。よって、事業の必要性は高いと判断でき、事業の推進が必要であると考えられる。

【総括】  
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会情勢等からして、本事業設定は概ね妥当であると判断できる。

施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保
------	---	-----	---------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【施策満足度から】概ね有効                  ・施策満足度は60点となっており、ある程度満足している状況となっていることから、政策に対する施策の効果はある程度確認することができる。</p> <p>【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋                  ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、平成17年度目標値に向け今後事業を推進することにより目標値達成は可能であると考え。</p> <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】判定不能                  ・該当なし</p> <p>【業績指標推移から】概ね有効                  ・事業は平成16年度途中から登録受付を開始し、自主基準設定・公開事業所数は1841事業所となっており概ね有効である。</p> <p>【成果指標推移から】判定不能                  ・該当なし</p>
<p>【総括】                  ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、依然として社会的関心が高いことから、事業を着実に推進することが必要である。</p>

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p>【施策満足度 業績指標・成果指標】判定不能                  ・平成16年度途中から事業を開始したため業績指標・成果指標との相関関係は判断できない。</p> <p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】判定不能                  ・平成16年度途中から事業を開始したため業績指標・成果指標との相関関係は判断できない。</p> <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】判定不能                  ・平成16年度途中から事業を開始したため業績指標・成果指標との相関関係は判断できない。</p> <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】判定不能                  ・平成16年度途中から事業を開始したため判断できない。</p>
<p>【総括】                  ・平成16年度途中から事業を開始したため業績指標・成果指標との相関関係は判断できない。</p>

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<p>・平成16年度途中から事業を開始したため判定不能が多いが、本施策の事業設定は概ね適切と判断する。</p>
---

政策評価指標分析カード(整理番号1)

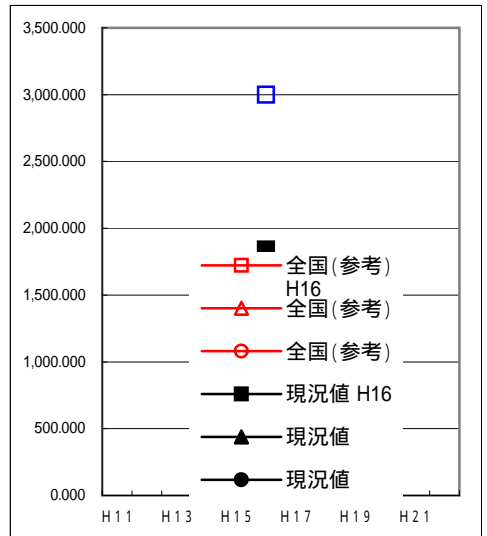
政策整理番号 6

対象年度	H16	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
政策番号	1-2-1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり		
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
食の安全安心取組宣言事業所数		事業所						
目標値	難易度	H17	5000.0	H22	10000.0			
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年							H16	
現況値 (達成度判定値)	0.00						1,841.0	
仮目標値							3,000.0	5,000.0
達成度							B	

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

「食の安全安心宣言」は、生産者・事業者が県のガイドラインを参考に、食の安全安心に関する日頃の取組について、自ら基準を設定し、消費者に公開しながら、食の安全安心に取り組むもので、「生産者・事業者の安全で安心できる食品を提供する責務を果たすという生産者・事業者の意識の高揚を図ること。生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えること。消費者に食品等の選択の目安を提供すること。」をその目的とするもので、食の安全安心取組宣言者が増えれば、衛生管理等の意識の高い生産者・事業者及び消費者が食品等を選択する際の目安が増えることとなり、条例が目指す食品の安全性及び信頼性の確保につながるものとする。

(3) 施策満足度の推移

施策満足度 (単位:点)	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	施策重視度 A		-		85	85	80					
施策満足度 B		-		60	60	60						
かい離 A-B		-		25	25	20						

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し	イ 達成度と施策満足度の推移の相関
達成度:B ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、平成17年度目標値達成は可能であるとする。	判定:... ・平成16年度途中からの事業開始のため仮目標を達成しておらず、判定することはできない。  相関の判定: (正の相関)、×(負の相関)、...(判定不能 満足度あるいは達成度の変動がない、または達成度が判定不能のため相関の検証ができない場合等)

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]  
 ・安全確保の実態を表す上では有効な指標であり、引き続き政策評価指標として設定すべきであるとする。





# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 6

対象年度	H16	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
政策番号	1-2-1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり		
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性  
・該当なし

【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性  
・該当なし

【上記対応により, 当該事業を縮小・中止した場合の影響】  
・該当なし

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H18年度)の方向性とその説明

方向性	拡大	維持	縮小	その他
-----	----	----	----	-----

【見直しの視点とその理由】  
・該当なし

【次年度の方向性】  
・みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業は、平成16年度途中から開始したものであり、社会経済情勢等から当該事業を引き続き着実に推進することが必要である。

### 主要事業・重点事業の次年度(H18年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名 [H16決算見込額]	方向性	方向性に関する説明
1	重	食品検査体制強化事業【11,485千円】 (食品危機管理対策事業)	維持	効率的で精度の高い検査を実施するために、年次計画に従い、検査機器の整備を行い、検査体制の強化を図る。 H17は、ガスクロマトグラフ質量分析器を整備。
2	重	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業 【18,196千円】	維持	消費者、生産者・事業者及び行政が協働して「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進する。
3				
4				
5				
6				
7				
8				